

### 化学物質過敏症などへの配慮のお願い

化学物質過敏症は、生活環境中の極めて微量な化学物質に接することにより、多彩な不定愁訴を呈する病気であるとされています。症状として嗅覚過敏や目・鼻・喉の刺激症状、皮膚の紅斑、かゆみ、疲労感、頭痛、めまい、吐き気等があり、治療法が確立していないため、原因となる化学物質を避けることが、最も有効な対処法とされています。

化学物質過敏症は、建材由来の化学物質による環境汚染で発症することも多く、宮城県でも宮城県仙台二華高等学校、宮城県立こども病院、宮城県図書館においても問題となったことがあります。特に仙台二華高等学校では教諭が化学物質過敏症を発症し、労災認定を受けるに至っています。

宮城県の施設だけでなく、他の自治体の施設においても化学物質過敏症への無理解から、未だに症状を引き起こしやすい建材の使用が続いています。また、窓があるのに換気がなされない、トイレに芳香剤を置く、症状が出やすい薬剤で清掃が行われるなど、症状を助長させるような対応も散見され、当事者にとっては辛い状況がさらに悪化することも少なくありません。

しかしながら、実際に症状を抱えている人でないと分からないことも多くあります。化学物質過敏症は過敏という名が示すように、一度発症してしまうと一般の人には感じない極微量の物質にでも過敏に反応する点ではアレルギー疾患に似ています。最初にある程度の量の化学物質を浴びると、アレルギー疾患という感作と同じような状態となり、二度目に同じ物質に少量でも浴びると過敏症状を来します。そして、様々な症状が出てしましますが、千差万別です。時には最初に浴びた物質と二度目の物質が異なる場合もあり、これは多種化学物質過敏症と呼ばれます。

化学物質過敏症は、低濃度の化学物質に繰り返しさらされると体内に蓄積し、慢性的な症状を来すという中毒性疾患に近い状態にもなり得ます。化学物質過敏症は未解明の部分が多い疾患ですが、このようにアレルギー性と中毒性の両方にまたがる疾患、あるいはアレルギー反応と急性・慢性中毒の症状が複雑に絡み合っている疾患であると考えられています。

そこで、新しい施設では、化学物質過敏症の人が安心して使用でき、新たに発症させない施設にさせていただくようお願いいたします。化学物質過敏症の人だけではなく、妊婦や幼児、子どもを含め、全ての人にとって安全・安心な施設づくりをすることが公益性につながると考えます。